

令和5年度

本部事業計画書

社会福祉法人 苫小牧慈光会
理事長 松 神 繁 俊

1. 法人の目的及び法人経営の原則

社会福祉法人苫小牧慈光会は、社会福祉事業を行う法人として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人であり、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない法人である。

当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

2. 経営理念

一人一人が家庭的な雰囲気のもと「ひとりの人としてこれまで大切にしてきた人生」と「今を生きようとする力」を尊重し、慈～ほほえみ合える喜び、光～きらめき輝くことの喜び、会～ふれあうことの喜びともに育むことを大切にします。

障害があるなし年齢にかかわらず、全ての人々が人間として豊かな人生を送れるよう利用者・職員が（慈～ほほえみ 光～きらめき 会～ふれあう）の理念のもとでお互いに支え合える社会の実現を目指します。

3. 基本方針

私たち苫小牧慈光会職員は、介護福祉ニーズを有する全ての人々が住み慣れた地域において安心して老いることができ、支援を受けながら暮らし続けていくことができる社会の実現を願っています。

(1) 苫小牧慈光会職員は、全ての基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービス等を提供していきます。

(2) 苫小牧慈光会職員は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。

また、介護福祉サービス等の質的向上に努め、自己の実施したサービスについては常に専門職としての責任を負います。

(3) 苫小牧慈光会職員は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。

(4) 苫小牧慈光会職員は、利用者に最適なサービスを包括的・継続的に提供していくため、福祉・医療・保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。

(5) 苫小牧慈光会職員は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受け止め、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。

(6) 苫小牧慈光会職員は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門

職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともにその介護力の強化に協力していきます。

- (7) 苫小牧慈光会職員は、全ての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

4. 事業運営

(1) 第一種社会福祉事業

- (ア) 軽費老人ホームの経営(樽前慈光園)
- (イ) 特別養護老人ホームの経営
(樽前慈生園・(地域密着型)ケアセンターしらかばの郷)
- (ウ) 障害者支援施設の経営(生活介護・施設入所支援 樽前かしわぎ園)

(2) 第二種社会福祉事業

- (ア) 老人短期入所事業の経営
(樽前慈生園・ケアセンターしらかばの郷)
- (イ) 障害福祉サービス事業の経営(短期入所 樽前かしわぎ園)
- (ウ) 老人デイサービス事業の経営

(3) 公益事業

- (ア) 居宅介護支援事業(樽前慈生園)
- (イ) 苫小牧市地域包括支援センターの受託運営

5. 理事・監事・評議員

(1) 理事・監事(敬称略)

理事長：松神繁俊 常務理事：郡司靖治
理事：吉本俊憲、木村一紀、宮津礼子、藤原浩之
監事：田原雄平、小谷博義
任 期：令和3年6月22日～令和5年6月に開催の定時評議員会終結の時

(2) 評議員(敬称略)

小川徳次、紺野健治、福島修、水正美絵、柴田泰子、吉田賢三、澤田憲生
任 期：令和3年6月21日～令和7年6月に開催の定時評議員会終結の時

6. 法人運営方針

2020年1月、中国武漢市を発生源とした新型コロナウイルスは、早いもので3年が経過しました。この間に施設利用者及び施設従事者に対する新型コロナウイルス予防接種が実施されるが、道内の感染者を抑えることが難しく、増加の一途をたどり、ようやく令和5年度に入り新型コロナウイルス感染者数が減少傾向にあります。当法人の各事業所においては、軽費老人ホーム樽前慈光園、地域密着型特養ケアセンターしらかばの郷、身体障害者支援施設樽前かしわぎ園で利用者及び職員を含めクラスター感染が発生、特別養護老人ホーム樽前慈生園では利用者に感染が確認されなど、各事業所

共に終息に至るまで長期的な対策が継続されました。幸いにも感染が確認された利用者が重篤にいたるケースもなく、令和5年1月下旬に終息するにいたりました。

更に、新型コロナウイルス感染症は令和5年ゴールデンウィーク明けには法定感染症の第5類になる予定です。第5類とはインフルエンザと同等な取り扱いとなりますが、インフルエンザより感染力が強い新型コロナウイルス感染症に対する対策は引き続き取り組む必要があります。

また、ここ最近では物価上昇による生活への影響が大きくクローズアップされ、その原因として、①新型コロナウイルス感染症で製造ラインのストップや気象変動による穀物への影響、②令和4年2月に起きたロシア・ウクライナ紛争による資源価格の上昇、③アメリカと日本の金融政策の違いによりアメリカはインフレを防ぐため金利の引き上げ政策を実施するが、日本では景気回復まで至らない社会背景から金融緩和政策を行ったことが、結果的に令和4年10月頃より急速な円安が加速した、④世界的な人口の増加による資源の需要増などが上げられる。日本は生活に必要な資源、食料や製造に必要な原材料は国外の輸入に頼る社会構造であることから円安による物価高騰に国民の生活は逼迫している現状に陥っている。

このように、新型コロナウイルス感染症の対策及び円安による物価高騰など、施設運営に直結する問題が今後も続き、いま以上に効率的な経営を目指す必要があります、より一層のコンプライアンス(法令遵守)の強化を図って参りたい。

続いて福祉施設利用者への権利・擁護については、昨今福祉施設における虐待問題が社会的に取り上げられ、クローズアップされております。暴力的な虐待は比較的表面化されやすいですが精神的虐待は表面化しづらく利用者に対して職員の日常的な言葉の暴力を容認することは結果的に職員のモラルの低下を招く職場体質となりえ、より大きな問題を生じさせる要因になりかねない事態となることから、各種会議や内外の研修を通じて施設全体のモラル及びモチベーション向上に繋げることが結果的に利用者の処遇の向上に繋がると考え、利用者や家族、地域の要望、期待に対応できるような体制の確立を今後も取り組んで参りたい。

近年の人材確保の困難においては、少子高齢化、人口減少化を迎え、福祉業界に限らず社会全体多職種間で人材不足が問題視されています。この傾向は、ますます有資格者や直接介護を行う介護福祉士の人材確保が困難となることが予想されることから、従来のハローワーク求人や新聞等の媒体を使った募集だけでは応募が少なく、法人内での種別の違う施設では応募が皆無な状態にある。今後も従来のハローワーク求人や新聞等の媒体を使った募集、人材派遣紹介業者の活用の継続は必要ながらも有効な手段とはならず、市内の介護福祉施設では外国人労働者を雇用する事業所もあることから、当法人の新たな事業の取組として、技能実習生受入れる学校と連携・協力して、新たな技能実習生の養成に携わり、2年後・3年後に当法人で働く介護職員の人材養成に着手して参りたいと思います。また、技能実習生の養成において長期的な期間と養成費用が必要なことから、国の交付金制度の活用及び外国人を受け入れるノウハウの取得など、外国人雇用センサー・研修会に参加、将来的な人材確保事業として長期的な視野に立って事業を実施して参りたい。

7. 本年度の主な施策

(1) 法令遵守

①関係法令及び法人規程の遵守及び定款・規程の迅速な改廃処理

- (2) 事業経営の透明性の推進
 - ①定款、事業経営状況の閲覧・公表
 - ②役員・評議員名簿、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の公表
- (3) 財務規律の強化
 - ①内部留保の明確化(事業継続用財産の策定・社会福祉充実残高の把握)
 - ②利益供与の禁止
 - ③社会福祉充実残高がある場合の社会福祉充実計画の作成
- (4) 利用者の権利擁護の堅持
 - ①虐待及び身体拘束の防止
- (5) 職員処遇・職員管理等
 - ①福祉・介護職員及び福祉・介護職員以外の職員の処遇改善
 - ②労働条件の適正化(関係諸規程の迅速な改廃処理)
 - ③職員研修の強化
 - ④中堅職員の育成
 - ⑤ハラスメントの防止と防止対策の周知・啓発
- (6) 人材確保事業
 - ①通年募集(ハローワーク・新聞による募集掲載、人材紹介事業所の活用)
 - ②外国人技能実習生受入れ学校との連携・協力、新たな技能実習生の養成への取り組み
 - ③外国人介護人材受け入れに係る情報収集、ノウハウの取得
- (7) 会計処理の適正化
 - ①税理士法人による指導・相談
- (8) 収益減少傾向にある事業のフォローアップの検討
- (9) 会計監査人導入準備・検討
- (10) 公益的活動への取り組み
 - ①独居や要支援状態の高齢者に対する配食サービス・安否確認事業の継続
 - ②かぎ預かり事業の継続
 - ③フードバンクへの食料品の提供事業の継続
 - ④ケアセンターしらかばの郷多機能ホールの地域への無料貸し出し事業の継続
 - ⑤柏木町内会主催の運動教室への地域包括支援センター職員の派遣
- (11) 防災対策

8. 理事会・評議員会の開催

(1) 理事会

- (ア) 通常理事会：令和5年5月、9月、12月及び令和6年3月の年4回
- (イ) 臨時理事会：随時
 - ・理事長が必要と認めたとき
 - ・理事会運営規則に定める理事長以外の理事、監事から開催の招集の請求があったとき

(2) 評議員会

- (ア) 定時評議員会：令和5年6月
- (イ) 臨時評議員会：随時
 - ・必要がある場合、理事会の決議に基づき理事長が招集

- ・評議員会運営規則に定める評議員から開催の招集の請求があったとき

9. 内部監査

(1) 内部監査及び監査概要

(ア) 定期監査(四半期毎)

- ・法人の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施。帳簿・種類の閲覧、現金預金・有価証券・債券・不動産その他の財産及び債務の現在高並びに試算表を検査する。
- ・理事会・評議員会の運営が、正当な手続きに基づき実施されているかどうかを主眼として実施。
- ・法人の事務執行が、正当な手続きに基づき合理的かつ効率的に実施されているかどうかを主眼として実施する。

(イ) 臨時監査

監事が、法人の運営について必要があると認めるときに、適宜日程及び内容を定めて実施。

(ウ) 決算監査

理事の業務執行の状況、及び法人の財産の状況の全般について行い、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を受領し、これらの書類について検査。

10. 福祉サービス相談委員会

(1) 委員会の構成

- ・第三者委員(敬称略)：田原雄平、小谷博義
- ・事業者委員(敬称略)：松神繁俊、木村一紀、郡司靖治、宮津礼子、藤原浩之

(2) 開催

- ・第1回：令和5年 5月 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決
- ・第2回：令和5年 9月 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決
- ・第3回：令和5年12月 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決
- ・第4回：令和6年 3月 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決

11. 経営会議・役員施設長定例打合せ

法人・施設運営全般に係る打合せを月例及び臨時で開催。

12. 役員研修

北海道社会福祉協議会等が主催する研修会へ参加し、社会福祉法人の適正運営や社会福祉諸制度等に関する情報を収集、周知を行う。